第６号様式

随意契約について

公表年月日	令和８年１１月１日
担　当　課	建設部　用地課

契約業者名・住所	千葉県千葉市中央区新宿２丁目１番２０号　結城野ビル２ 株式会社ツバサ・フロンティア　代表取締役　田上　敏也
工事等の名称	３・３・６号（和名ケ谷・大橋地先）物件調査再算定委託（その２）
工事等の場所	松戸市和名ケ谷字和田１２０２番１　外
種　別	物件調査再算定委託
工事等期間	令和８年９月９日　から　令和９年２月２６日　まで
契約金額	金１，７６０，０００円（うち消費税及び地方消費税１６０，０００円）
工事等の概要	建物・工作物等の補償金額算定に関する業務
随意契約の理由	松戸都市計画道路事業３・３・６号三矢小台主水新田線（和名ケ谷区間）に伴い、株式会社ツバサ・フロンティアと令和７年８月１５日付け物件調査委託契約を締結したところでありますが、当該物件の取得に向けた調整に時間を要したため、工作物等の補償費の再算定を行うものです。 本委託につきまして、株式会社ツバサ・フロンティアが随意契約にて委託した場合、別業者へ委託するのに比べて調査等業務積算基準に基づいた各調査項目の追加が一部不要となり、経済的観点で合理性が図れます。また、前年度までに打合せ協議・現地踏査等で現場環境を理解しており、調査作業の簡素化も図れます。

	上記の観点から、本業務の進め方について本市と共通の理解が図られている株式会社ツバサ・フロンティアが適していると思慮されることから、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約とするものです。